

事業活動を行う全ての事業者の皆さまへ 石垣市からのお知らせです

平成29年8月1日より

事業系一般廃棄物の「ごみ処理手数料(施設搬入手数料)」 を10kgあたり80円に改定します

本市の一般廃棄物処理施設への搬入手数料の改定に伴い、全ての事業者の皆さまがお支払いしている「ごみ処理料金」がかわります。

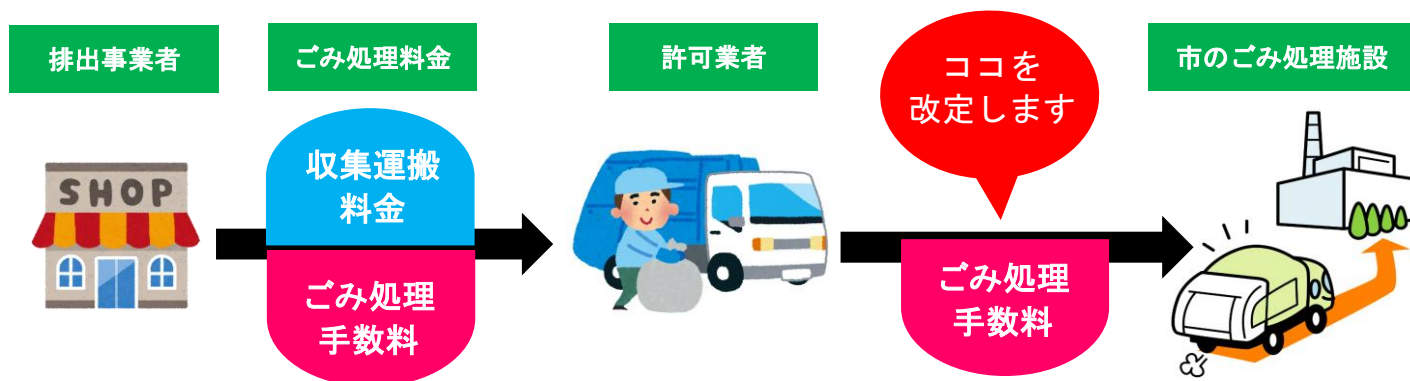
平成29年8月1日以降の「ごみ処理料金」の金額については、現在契約されている収集運搬許可業者にご確認いただき、適正な料金の負担について、ご理解とご協力をお願いします。

ごみ処理料金って何だっけ？

事業から排出されたごみは、許可業者（市の許可を受けた業者）等を通じて適正に処理することが義務付けられています。

事業を営む事業者の皆さまが支払っている「ごみ処理料金（＝契約金額）」は、許可業者がごみを運ぶための料金（＝収集運搬料金）とごみを処理するための料金（＝ごみ処理手数料）とで成り立っています。

今回改定するのは、ごみ処理手数料のうち、本市の一般廃棄物処理施設で処理を行う「事業系一般廃棄物」の施設搬入手数料を改定するものです。



種類	改定前	改定後
ごみ処理手数料 <small>(施設搬入手数料)</small> ・石垣市クリーンセンター ・石垣市一般廃棄物最終処分場	10kgあたり 20円	10kgあたり 80円

※平成29年8月1日以降のごみ処理手数料を含むごみ処理料金（＝契約額）については、現在契約している許可業者にご確認ください。

～事業活動を行う全ての事業者の皆さまへ～

事業から発生するごみのごみ出しルールについてご存知ですか？

事業（会社、商店、スーパー、飲食店、ペンション、ダイビングショップ、ホテル、素泊まり、民宿等）から排出される「ごみ」は、排出する事業者が責任をもって処理することが定められています。

また、「ごみ」の種類に応じて排出する方法に違いがありますので、ルールをきちんと理解しましょう。

ルール1 「ごみ」はきちんと5種分別しよう！

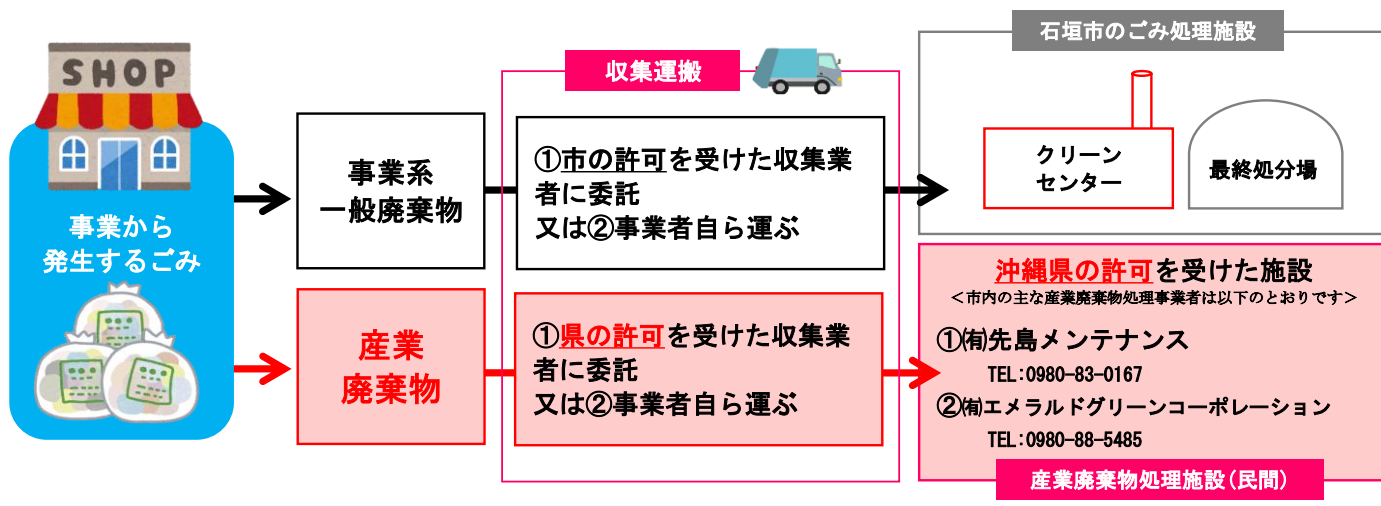
あなたの事業所のごみ箱を確認してください。分別はちゃんとできていますか？資源ごみの容器はきちんと水洗いしていますか？家庭から出す時と同じように、きれいにして出しましょう！

ルール2 事業から発生する「ごみ」は市では収集しません。

一般家庭からの「ごみ」として指定袋等に入れて出すことはできませんので、おやめ下さい。また、少量であっても家庭ごみとして出すことはできません。ご注意下さい。

ルール3 「ごみ」の **収集運搬方法** 及び **運搬先のごみ処理施設** について

事業から発生するごみは、法律のもと、大きく2種類に分別されます。それぞれの「ごみ」によって 収集運搬方法 及び 運搬先のごみ処理施設 が違います。



Q. 事業系一般廃棄物と産業廃棄物には、それぞれどんなものが該当するの？

A. 以下のとおりです。

産業廃棄物 ※法律で種類が決まっています
→市のごみ処理施設に**搬入不可**

事業種限定なし (全ての事業)

- ① 燃えがら
- ② 汚泥（泥状のもの）
- ③ 廃油 ④ 廃酸、⑤ 廃アルカリ（薬品等）
- ⑥ プラスチック類
- ⑦ ゴム類
- ⑧ 金属類
- ⑨ ガラス、コンクリート、陶磁器類
- ⑩ 鋤さい ⑪ がれき類 ⑫ ばいじん（灰）

事業種限定あり (一部の事業者)

- (1) 紙くず（建設、出版業等）
- (2) 木くず（建設業等）
- (3) 繊維くず（建設、繊維業等）
- (4) 動植物残さ（食品製造加工業等）
※原料として使用した動植物
- (5) 動物性固形不要物（解体畜獣、食鶏）
- (6) 動物ふん尿（畜産農業）
- (7) 動物の死体（畜産農業）

事業系一般廃棄物

→市のごみ処理施設に**搬入可能**

産業廃棄物以外のごみが一般廃棄物

